

令和3年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【小規模多機能ホーム お多福】

令和3年4月1日より適用

介護度	1ヶ月あたりの自己負担金目安								介護保険給付対象外サービス		
	自己負担金	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	総合マネジメント体制強化加算	看護職員配置加算(Ⅱ)	小規模多機能型令和3年9月30日までの上乗せ分	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	合計(1ヶ月)	食費(1日)	水光熱費(1日)	宿泊費(1泊)
要支援1	3,438円	750円	1,000円	/	3円	529円	78円	5,798円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要支援2	6,948円	750円	1,000円	/	7円	888円	131円	9,724円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護1	10,423円	750円	1,000円	700円	10円	1,314円	193円	14,390円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護2	15,318円	750円	1,000円	700円	15円	1,814円	267円	19,864円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護3	22,283円	750円	1,000円	700円	22円	2,525円	371円	27,651円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護4	24,593円	750円	1,000円	700円	25円	2,761円	406円	30,235円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護5	27,117円	750円	1,000円	700円	27円	3,019円	444円	33,057円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担(1ヶ月)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	職員の専門性やキャリアの向上を図り、より良いサービスの提供に努めます。	750円
総合マネジメント体制強化加算	サービス計画書について随時、評価・見直しを行い利用者の生活全般の支援、地域との交流も計画的に行うことで加算されます。	1,000円
科学的介護推進体制加算	① 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況などの基本的な情報を厚生労働省に提出する。 ② 必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたって長期の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善するために加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。(算定した単位数の1000分の102に相当する単位数)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善するために加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。(算定した単位数の1000分の15に相当する単位数)
看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) ※いずれか	看護師を国の基準以上に配置し、かつ病院等と連携をとりながら利用者の医療的な管理を適切に行うことで加算されます。 (注)看護師の資格、勤務時間数で算定項目が変わります。	(Ⅰ)900円 (Ⅱ)700円 (Ⅲ)480円

小規模多機能型令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として上乗せされます。	※加算の状況により費用の変更があります。(算定した単位数の1000分の1に相当する単位数)
-------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------------------

◇上記以外に該当した場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
訪問体制強化加算	訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が200回以上であること。	1,000円/月
初期加算	利用開始後、30日間を限度にご本人の心身の状況把握を行うことで加算されます。	30円/日
認知症加算(Ⅰ) ※介護のみ	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者の受け入れを行った場合に加算されます。	800円/月
認知症加算(Ⅱ) ※介護のみ	要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者の受け入れを行った場合に加算されます。(認知症日常生活自立度Ⅱ)	500円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動、心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断したものに對しサービスを行った場合、了解した日から起算して7日間を限度として算定。開始した日から起算して7日間を限度として算定。	200円/日 (開始日より7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	若年性(65歳未満)認知症利用者の受け入れを行い、個別の担当者を設けることで加算されます	(介護)800円/月 (予防)450円/月
看取り連携体制加算	医師が終末期であると判断した利用者について、医師・看護師・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えることができるようケアを提供することを目的とします。	死亡及び死亡日以前 30日以下 64円/日 (死亡月に加算)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ) ※いずれか	訪問リハビリ若しくは通所リハビリを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行います。	(Ⅰ)100円/月 (Ⅱ)200円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談助言を含む)を介護支援専門員・介護職員と情報共有します。	20円/回 ※6ヶ月に1回を限度

◇キャンセル料

発生要件	費用負担
利用予定日の前日18時以降、及び当日に欠席の申し出があった場合。(台風や大雪等の非常災害時は除く。)	昼食分 300円/回 夕食分 300円/回